

## 令和5年度大阪府サービス管理責任者等《更新研修》募集要項

本研修は、一般財団法人大阪府地域福祉推進財団が、大阪府からの指定を受け（指定番号4）厚生労働省の定めた「サービス管理責任者研修事業実施要綱」及び大阪府の定めた「大阪府サービス管理責任者等研修事業者実施要領」に基づいて実施するものです。

### 1 目的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の適切かつ円滑な運営に資するため、サービスや支援の質の確保に必要な知識、技術を有するサービス管理責任者並びに児童発達支援管理責任者の養成を図ることを目的とします。

### 2 受講対象者

- ①平成31年3月31日までにサービス管理責任者等（サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者）としての従事要件を満たしている方
- ②更新研修2回目受講の方、令和3年度および4年度に実践研修を修了した方

※1回目の更新研修受講に実務経験は必要ありません。ただし、2回目以降の更新研修受講または実践研修修了後の受講には、受講日前5年の間に2年以上のサービス管理責任者等、管理者、相談支援専門員としての実務経験、又は現にサービス管理責任者等、相談支援専門員として従事していることが必要です。

### 3 優先順位

- ①平成28年度から平成30年度の間サービス管理責任者等研修を修了した方で、令和4年度までに受講申し込みをしたが、定員超過等により受講不可だった者（受講不可番号のある方）
- ②当該年度に受講しなければサービス管理責任者等の要件を欠いてしまう者
- ③実践研修・更新研修を修了した年度の翌年度を初年度として、以降の5年度ごとの末日までの残っている期間が少ない者

※優先順位が同一となった場合は、以下の順に受講決定します。

- ①申込時点で、サービス管理責任者等、管理者、相談支援専門員として、障がい福祉サービス事業所等に**従事している**方。  
※推薦書に所属の記入と法人印または事業所等印の押印が必要です。
- ②今後、サービス管理責任者等、管理者、相談支援専門員として、障がい福祉サービス事業所等に**従事予定**の方。

※先に大阪府内に所在する障がい福祉サービス事業所等において従事する方（予定も含みます）を優先します。定員に余裕があれば他府県に所在する事業所等において従事する方を受講決定します。

### 4 指定研修事業者・募集期間等について

事業者名	一般財団法人 大阪府地域福祉推進財団（指定番号4）
募集期間	令和5年 8月 18日（金）～ 9月 11日（月）【期間延長】
研修期間	令和5年 12月 26日（火）～ 令和6年 3月 15日（金）
募集定員	1,200名（各日程60名）

## 5 研修日程・会場

講義					
講義動画をオンライン配信					
【講義動画視聴期間】 令和5年12月26日(火)～令和6年3月15日(金)					
※約1時間の講義視聴とレポート提出を課題とします。					
演習(1日) 各日程60名					
A日程	令和6年1月16日(火)	H日程	令和6年2月6日(火)	O日程	令和6年2月21日(水)
B日程	令和6年1月17日(水)	I日程	令和6年2月7日(水)	P日程	令和6年2月22日(木)
C日程	令和6年1月18日(木)	J日程	令和6年2月8日(木)	Q日程	令和6年2月27日(火)
D日程	令和6年1月23日(火)	K日程	令和6年2月14日(水)	R日程	令和6年2月28日(水)
E日程	令和6年1月24日(水)	L日程	令和6年2月15日(木)	S日程	令和6年2月29日(木)
F日程	令和6年1月25日(木)	M日程	令和6年2月16日(金)	T日程	令和6年3月1日(金)
G日程	令和6年1月26日(金)	N日程	令和6年2月20日(火)		
予備日程	令和6年3月5日(火)・6(水)・7(木)・8(金)・12(火)・13(水)・14(木)・15(金)				
演習は10:00～18:00(予定) ※レポートと事前課題の提出がなければ受講できません。					

- ※講義動画をオンライン配信します。視聴可能な端末及びインターネット環境をご準備ください。  
 ※詳細は、受講決定時に送信をします。メールをご確認ください。  
 ※演習日程は事務局で決定し、上記のメールでお知らせします。(日程の指定はできません)  
 ※実施日程/時間は予定です。変更する場合がございますので予めご了承ください。

【会場】大阪府社会福祉会館

大阪市中央区谷町7-4-15 【大阪メトロ 谷町線「谷町六丁目」4号出口南へ500m】

## 6 受講費用：12,000円

- ・「振込先」、「振込方法」は受講決定時にメールでお知らせします。
- ・納付済の受講料は、いかなる理由があっても返金できませんのでご注意ください。
- ・領収証の発行はいたしません。金融機関の「お振込み控え」等をもって、領収証に代えることとします。
- ・振込手数料は、受講者負担にてお願いします。

## 7 研修の修了及び修了証書の交付

- ・修了証書の交付については、オンライン配信による講義の視聴と演習の全てを受講して頂く必要があります。オンライン配信による講義視聴後のレポート提出のない場合や、演習を遅刻や欠席をした場合には、修了証書を発行できない場合があります。
  - ・事前課題の提出がない場合や、未記入の多い課題提出については、研修の受講ができません。
- ※10分以上の遅刻、早退、電話連絡等による途中退室があった場合は研修修了とみなしません。  
 そのほか、受講態度が著しく不良(途中退席、居眠り、スマートフォンの操作閲覧など)の場合も、修了証書を交付できない場合がありますので、あらかじめご了承ください。  
 ※その他、申し込み内容に虚偽が判明した場合は、修了証書交付後であっても、修了の取消し等の措置をとることがあります。

## 8 申込み方法・受講決定通知について

【必要書類】（データ添付するもの）

更新 1 回目	1	推薦書	推薦が得られない方も推薦書の作成が必要
	2	サービス管理責任者等研修(分野別)の修了証書のデータ(JPEG・PDF等)	複数分野の修了証書をお持ちの方は、最初に修了した分野の修了証書の写しを添付
	3	相談支援従事者初任者研修(2日課程)の修了証書のデータ(JPEG・PDF等)	障がい者ケアマネジメント研修修了証書及び相談支援従事者初任者研修(1日課程)、又は相談支援従事者初任者研修(5日課程)修了証書でも可
更新 2 回目・ 実践 研修	1	推薦書	推薦が得られない方も推薦書の作成が必要
	2	サービス管理責任者等更新研修 またはサービス管理責任者等実践研修の修了証書のデータ(JPEG・PDF等)	相談支援従事者初任者研修の修了証書の写しの添付は不要

※各種修了証書を亡失した方は、『研修修了証書交付証明願』にて請求をしてください。

証明書の交付には、2週間程度お時間を要します(各研修機関へお問い合わせください)

※受講申込書及び推薦書の更新研修(1回目)の申し込み状況欄に「受講不可番号」を入力し応募する場合には、上記2・3の各修了証書の添付は必要ありません。(前回の申込時に確認済みであるため)

### 【申込手順】

- ① 「学則」「募集要項」を確認のうえ「推薦書」を当財団HPよりダウンロードし必要事項を記入(推薦が得られない方も推薦書に記入項目があります)
- ② 作成した推薦書の用紙をデータ化
- ③ 「サービス管理責任者研修(分野別)」と「相談支援従事者初任者研修」の修了証書をデータ化(更新研修2回目、実践研修修了後の申込の方は、更新・実践の修了証書をデータ化)
- ④ 当財団HPの「申込フォーム」に必要事項を入力・データ添付のうえ送信  
※送信完了後、申込完了メールが届かない場合や申込フォームに不備がある場合は、研修事務局に連絡してください。

**【申込先】** 〒542-0012 大阪府大阪市中央区谷町7丁目4番15号  
 一般財団法人大阪府地域福祉推進財団 事業課「サービス管理責任者等研修事務局」  
 TEL：06-4304-3031 FAX：06-4304-2941  
締め切り：令和5年9月11日(月)16:30

▽研修申込〆切日の9月11日(月)16:30に申込フォームが入力送信できなくなります。

▽受講決定の可否については、10月3日(火)～5(木)の期間にメールでお知らせします。

▽10月10日(火)までに受講の可否メールが届いてない場合のみ、研修事務局に問合せください